

計画作成年度	平成26年度
計画主体	出雲市

出雲市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 出雲市産業観光部森林政策課
所在地 出雲市今市町70
電話番号 0853-21-6279
FAX番号 0853-21-6592
メールアドレス shinrin@city.izumo.shimane.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①ニホンジカ②イノシシ③ヌートリア④アライグマ⑤カラス ⑥サル⑦ツキノワグマ⑧タヌキ⑨アナグマ⑩テン⑪スズメ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	島根県出雲市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成23～25年度の平均値)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値 (金額/面積)
①ニホンジカ	造林木	1,386千円/41.5a
	果樹	334千円/40.2a
	水稲	443千円/122.7a
	野菜	133千円/8.8a
	その他	284千円/92.3a
②イノシシ	水稲	3,129千円/479.5a
	その他	220千円/4.0a
③ヌートリア	野菜	41千円/0.8a
	その他	15千円/15.4a
④アライグマ	果樹	—
⑤カラス	果樹	712千円/36.5a
	その他	26千円/14.1a
⑥サル	野菜、果樹	17千円/0.2a
⑦ツキノワグマ	果樹、蜂蜜	—
⑧タヌキ	野菜、果樹	1千円/0.1a
⑨アナグマ	野菜、果樹	—
⑩テン	野菜	11千円/10.0a
⑪スズメ	水稲	752千円/244.2a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンジカ	北山山系に集団で生息し、造林木への剥皮害、水稻や果樹等への食害を中心に被害を発生させ、被害額はピーク時に比べ減少傾向にあるものの、依然高い水準で推移している。
②イノシシ	市南部の中山間地を中心に生息し、水稻を中心とした食害や耕作地の掘り起こし等の被害が発生している。近年は、従来生息が確認されていなかった市北部北山山系へも生息域を拡げており、対策の強化が必要である。
③ヌートリア	斐伊川・神戸川水系の下流域及び神西湖周辺を中心に市内全域で生息し、被害が発生している。
④アライグマ	被害の実態は見えていないが、県の調査によるとほぼ県内全域で生息が確認されており、今後の生息域拡大、被害拡大が懸念される。
⑤カラス	市内全域に生息し、果樹を中心に水稻や麦への被害が拡大している。また、集落周辺での生活環境への悪影響などの被害報告も多くなっている。
⑥サル	群れによる生息は確認されていないが、はぐれザルによる果樹や野菜等の被害が報告されている。また、近年、頻繁に住宅地へ出没しており、人的被害の発生も懸念される。
⑦ツキノワグマ	市南部の山間地域で生息しており、しばしば里山へも出没しているが、今のところ被害の報告はない。平成24年には、市街地で出没し、捕獲（射殺）に至ったケースもあり、行動範囲の広がりにより細心の注意が必要である。
⑧タヌキ	中山間地域を中心に生息し、果樹や野菜の被害が発生している。
⑨アナグマ	中山間地域を中心に生息し、果樹や野菜の被害が発生している。
⑩テン	野菜の被害が発生しており、住宅の屋根裏等に侵入し糞尿による生活環境被害にかかる相談件数も増えている。
⑪スズメ	市内全域に生息し、水稻への被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成23～25年度平均）	目標値（平成28年度）
被害金額	7, 504 千円	3, 752千円
被害面積	1, 110 a	555 a (現状値被害額の半減)

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>旧市町単位で狩猟者を中心に編成されている有害鳥獣捕獲班に対し捕獲業務を委託するとともに、出雲地域南部のイノシシ、北山山系のニホンジカについては、地元の農林家により編成された自衛的捕獲班に対しても捕獲業務を委託している。</p> <p>また、捕獲の担い手確保対策として、狩猟免許取得にかかる経費の助成制度も設けている。</p>	<p>捕獲班員の高齢化により、捕獲に従事する担い手不足が懸念されるため、捕獲員の確保と技能の向上・継承など、将来を見越した対策が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣からの農林作物被害を未然に防止するために、農家等が個人または共同で設置される侵入防止柵等に対する助成を市単独事業で行っている。</p> <p>また、平成23年度からは出雲市有害鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、市全域で農家等による電気柵などの侵入防止柵の整備に対しての支援を行っている。</p>	<p>侵入防止柵の設置は、集落単位での取り組みとなるよう地域への働きかけが必要である。</p> <p>また、侵入防止柵の設置者に対しては、設置後も適切な維持管理がなされるよう指導や助言が必要である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>①ニホンジカ</p>	<p>出雲北山山地では、島根県が定めた特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画に基づき、保護目標頭数の180頭となるように島根県と連携し個体数調整捕獲を行うとともに、防護ネットや金網による被害防止対策を推進し、農林作物被害の軽減に努める。</p> <p>また、シカを奥山に留め、里に出てくることを抑制するため、間伐を実施し、下層植生の生長を促し、シカの生息環境を整備する。</p> <p>湖北山地では、捕獲の強化に努めるとともに、隣接する松江市と連携した捕獲を行うことにより、非生息区域とすることを目標とする。</p> <p>さらに、その他地域においても、シカを目撃情報が寄せられていることから、隣接する自治体と情報を共有し、被害を拡大させないよう積極的な捕獲を行う。</p>
<p>②イノシシ</p>	<p>被害の軽減に向け、捕獲圧を高めるとともに、補助金等の活用により効果的な侵入防止柵が集落単位で設置できるように推進する。</p>
<p>③ヌートリア</p>	<p>捕獲を強化し、被害の拡大を抑制する。</p>
<p>④アライグマ</p>	<p>生息が確認された場合には、生息域の拡大を防ぐため、全頭捕獲を行う。</p>
<p>⑤カラス</p>	<p>銃による捕獲とともに、檻による捕獲により、被害の軽減を図る。</p>
<p>⑥サル</p>	<p>被害の状況を勘案し、銃及びわなによる捕獲を行い、被害の軽減に努める。</p>
<p>⑦ツキノワグマ</p>	<p>島根県特定鳥獣保護管理計画に基づき対応する。</p>
<p>⑧タヌキ</p>	<p>被害の状況を勘案し、わなによる捕獲を行い、被害の軽減を図る。</p>
<p>⑨アナグマ</p>	<p>被害の状況を勘案し、わなによる捕獲を行い、被害の軽減を図る。</p>
<p>⑩テン</p>	<p>被害の状況を勘案し、わなによる捕獲を行い、被害の軽減を図る。</p>
<p>⑪スズメ</p>	<p>被害の状況を勘案し、銃による捕獲を行い、被害の軽減を図る。</p>
<p>全対象鳥獣について、放任果樹等の除去や農地に隣接する雑木林の刈払い等の啓発に努め、鳥獣の誘引を防止するとともに、侵入防止柵の設置など効果的な被害防止対策を推進する。</p> <p>また、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合、または、そのおそれがある場合には、速やかに被害防止対策を実施することとする。</p>	

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

当面は被害状況に基づき、既存の有害鳥獣捕獲班により捕獲を行うが、市が行っている狩猟免許取得助成制度を広く周知し、捕獲の担い手確保に努め、体制の強化を図っていく。

○出雲市有害鳥獣捕獲班：全24班

また、出雲市猟友会を基盤とした出雲市鳥獣被害対策実施隊(対象鳥獣捕獲員含む)による緊急対応に即応できる体制の確立を目指す。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 26年度 ～ 28年度	全対象鳥獣	<p>捕獲体制の充実を図るため、狩猟免許取得後出雲市有害鳥獣捕獲班に加入した者を対象に、狩猟免許取得に要した経費の一部を助成する。</p> <p>また、県及び市猟友会と連携し、捕獲員の技能の向上に努める。</p> <p>また、効率的な捕獲を実施するため、捕獲班へわなの貸与を行う。</p>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①ニホンジカ	出雲北山山地においては、保護目標頭数の180頭となるように、島根県が毎年度、生息頭数推定結果を勘案して捕獲計画数を定めるため、この数が市の捕獲計画となる。また、出雲北山山地以外（湖北山地等）においては、出雲市シカ対策基本計画において、非生息区域としており、近年の捕獲実績頭数及び生息頭数などを勘案し、目標達成に向けた計画的な捕獲数を設定する。
②イノシシ	県の有害鳥獣被害対策推進協議会において、捕獲目標として示された捕獲頭数と近年の捕獲実績頭数、被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
③ヌートリア	近年の捕獲実績頭数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
④アライグマ	生息を確認次第、全頭捕獲を行う。
⑤カラス	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑥サル	近年の捕獲実績頭数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑦ツキノワグマ	島根県特定鳥獣保護管理計画に基づき対応するため、市独自の捕獲計画は設定しない。
⑧タヌキ	近年の捕獲実績頭数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑨アナグマ	近年の捕獲実績頭数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑩テン	近年の捕獲実績頭数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。
⑪スズメ	近年の捕獲実績数と被害の状況などを勘案した捕獲計画とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等（単位：頭、羽）		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①ニホンジカ （出雲北山山地以外）	900	700	200
②イノシシ	1,600	1,600	1,600
③ヌートリア	550	550	550
④アライグマ	15	15	15
⑤カラス	500	500	500
⑥サル	5	5	5
⑦ツキノワグマ	—	—	—
⑧タヌキ	500	500	500
⑨アナグマ	40	40	40
⑩テン	20	20	20
⑪スズメ	100	100	100

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
①ニホンジカ	銃器及びわなを用いて出産前の捕獲に重点を置くとともに、わなにより民家周辺での効率的な捕獲を行う。
②イノシシ	春期の出産前、夏期の稲の出穂期前の被害対策に有効な時期に、銃器及びわなによる捕獲を行うなど、効率的な捕獲を行う。
③ヌートリア	河川流域を中心に市内全域において通年により、わなによる捕獲を徹底して行う。
④アライグマ	生息を確認次第、わなによる全頭捕獲を行う。
⑤カラス	通年により、銃器及び捕獲檻による捕獲を行う。
⑥サル	通年により、銃器及びわなによる捕獲を行う。
⑦ツキノワグマ	—
⑧タヌキ	通年により、わなによる捕獲を行う。
⑨アナグマ	通年により、わなによる捕獲を行う。
⑩テン	通年により、わなによる捕獲を行う。
⑪スズメ	稲の被害対策に有効な時期に銃器により捕獲を行う。

（注） 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
ニホンジカ	防護ネット	5 km	防護ネット	5 km	防護ネット	5 km
	電気柵	3 km	電気柵	3 km	電気柵	3 km
イノシシ	ワイメッシュ	3 km	ワイメッシュ	3 km	ワイメッシュ	3 km
	電気柵	10 km	電気柵	10 km	電気柵	10 km
カラス	防鳥ネット	500 m	防鳥ネット	500 m	防鳥ネット	500 m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 26年度 ～ 28年度	ニホンジカ 全般	既存の金網柵の点検、修理及び金網柵付近における倒木の危険性の高い枯損木を伐倒する。 集落において防護ネット等の適切な設置・管理や、鳥獣を寄せつけない対策を図るため、放任果樹の除去等の普及啓発や研修会を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	出雲市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
いずも農業協同組合	営農活動における被害状況の把握、情報提供、有害鳥獣対策についての助言
斐川町農業協同組合	営農活動における被害状況の把握、情報提供、有害鳥獣対策についての助言
出雲広域農業共済組合	営農活動における被害状況の把握、情報提供、有害鳥獣対策についての助言
出雲地区森林組合	森林被害状況の把握、情報提供、有害鳥獣対策についての助言
出雲市猟友会	狩猟による捕獲、有害鳥獣関連情報の提供
出雲市有害鳥獣捕獲班	許可捕獲による捕獲、有害鳥獣関連情報の提供
鳥獣保護員	鳥獣に関する専門知識の助言
被害地区住民	被害状況の情報提供
島根県東部農林振興センター 出雲事務所	国、県からの情報提供と、アドバイザーとしての助言、指導
出雲市	協議会の事務運営、各機関との連絡調整

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
シカ被害対策協議会	出雲北山山地のシカの捕獲目標頭数決定、被害状況の把握、被害防止対策の検討
出雲地域有害鳥獣被害対策推進協議会	イノシシの捕獲目標頭数決定
シカ被害対策巡視員	出雲北山山地のシカ被害情報の提供及び助言
北山地域シカ被害者の会	シカの生息情報、被害情報の収集、被害対策の要望

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

出雲市猟友会を基盤にした出雲市鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員含む）による緊急対応に即応できる体制の確立を目指すとともに、市職員の鳥獣被害対策実施隊員の指名についても検討する。
なお、実施隊設置までは、既存の有害鳥獣捕獲班による捕獲を行う。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

自治会等地域住民との被害対策実施体制を構築し連携を強化する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

①ニホンジカ	島根県中山間地域研究センターでの学術研究のため、捕獲個体すべてにおいて、体格測定し、歯、腎臓を個体調査の検体とする。その他の部位は、環境に配慮し適切に埋葬処理等を行うこととするが、食肉をはじめとする有効利用を検討し、地域資源としての活用を図る。
②イノシシ	環境に配慮し適切に埋葬処理等を行うこととするが、食肉をはじめとする有効利用を検討し、地域資源としての活用を図る。
③ヌートリア	環境に配慮し適切に埋葬処理等を行う。
④アライグマ	環境に配慮し適切に埋葬処理等を行う。
⑤カラス	環境に配慮し適切に埋葬処理等を行う。
⑥サル	環境に配慮し適切に埋葬処理等を行う。
⑦ツキノワグマ	—
⑧タヌキ	環境に配慮し適切に埋葬処理等を行う。
⑨アナグマ	環境に配慮し適切に埋葬処理等を行う。
⑩テン	環境に配慮し適切に埋葬処理等を行う。
⑪スズメ	環境に配慮し適切に埋葬処理等を行う。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等と情報共有を図り、効果的かつ効率的な捕獲及び被害防止対策を図る。地域住民に対する被害防止対策（防護柵の設置・管理等）などの研修会を実施し、被害防止対策に関する知識、技術の向上を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。